

令和6年11月11日付  
鳥取県公報号外第89号別冊

# 住民監査請求に基づく監査結果報告書

開示請求に係る公文書送付に要した  
配達証明に係る郵便料金について

(令和6年9月12日請求分)

令和6年11月

鳥取県監査委員

# 住民監査請求に基づく監査結果報告書

## 目 次

### 鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について

<b>第 1 監査の請求</b> .....	1
1 請求人	
2 請求のあった日	
3 請求の要旨	
<b>第 2 請求の受理、請求人の証拠の提出及び陳述の機会</b> .....	1
<b>第 3 監査の実施</b> .....	1
1 監査対象事項	
2 監査対象機関	
3 監査対象機関に対する監査の実施	
4 監査の執行者	
<b>第 4 監査の結果</b> .....	2
1 事実関係の確認	
2 監査委員の判断	
<b>第 5 本件請求に対する結論</b> .....	4
<b>参考</b>	
1 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）（抜粋） .....	6
2 関係法令、条例及び規則等（抜粋） .....	10
3 住民監査請求制度の概要 .....	16

## 鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について

鳥取県職員措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により監査を行った結果、措置請求事項については理由がないものと認め、棄却することを決定した。

### 第 1 監査の請求

#### 1 請求人

倉吉市新田 129-1 足羽 佑太

#### 2 請求のあった日

令和 6 年 9 月 12 日（受付日）

#### 3 請求の要旨

監査委員は請求の要旨を次のとおりと解した。（本件請求書は別添のとおり。）

- (1) 鳥取県（県民課）に行政文書の開示請求をしたところ、補正命令が配達証明郵便で郵送されてきた。
- (2) 法第 2 条第 14 項によれば、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされている。また、地方財政法（昭和 23 年法律第 67 条。以下「地財法」という。）第 4 条第 1 項でも「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と、明確な禁止規定がおかれている。

当該郵便物は、普通郵便ないし、仮に配達記録を付加するにしても、追跡のできる特殊取扱いには、より安価な特定記録郵便などの方法もあるところ、これは、法や地財法の「最少の経費」原則に反する、違法又は不当な財務会計上の行為に該当する。

当該支出を行った職員は、特定記録郵便と本件配達証明郵便との差額 670 円を県に返還する義務がある。

また、鳥取県は、職員に対する求償権の行使を怠っている。

- (3) 当該支出は法第 242 条第 1 項の「不当な公金の支出」であり、速やかに、当該職員に対し、利息を付した形で返還請求を行い、これが是正されるべきである。

### 第 2 請求の受理、請求人の証拠の提出及び陳述の機会

監査委員は、本件請求が法第 242 条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、これを受理し、請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

### 第 3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件請求書及び陳述の要旨から、本件の監査対象事項について、「県民課職員が請求人に対する通知文書を特定記録郵便によらず、配達証明郵便により郵送したことによる公金の支出が、法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるかどうか

か。」とした。

## 2 監査対象機関

鳥取県地域社会振興部県民課（以下「県民課」という。）

## 3 監査対象機関に対する監査の実施

本件請求について、本件公文書（個人情報）開示請求から文書送付までの経緯を確認するとともに、公金の支出の状況について監査を実施した。

## 4 監査の執行者

監査委員 高務 裕子

監査委員 牧田 宗大

監査委員 山根 ころろ

監査委員 川部 洋

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 文書の発送方法に関する根拠

ア 重要な文書等の発送の取扱いについては、平成16年11月19日付総第524号鳥取県総務部総務課長通知により、「書留、配達証明、内容証明、特定記録又は外国便のいずれかにより送付すること。」と定められており、個別具体的な郵送方法の選択については、その必要とされる事情は事案により様々であることから、それぞれの所属において、文書の内容、重要性、相手方の状況など様々な事情を踏まえて、配達の確実性や履歴の保存の必要性などに応じた適切な特殊郵便を利用することとしている。

イ 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第7条第3項において、公文書の開示決定等をしたときは、「開示請求者に対して、その内容を書面により通知しなければならない。」と規定されており、その決定通知書の施行については、鳥取県情報公開事務取扱要綱（令和6年3月28日付第202300337500号。以下「事務取扱要綱」という。）に規定されている。公文書開示請求書の補正に係る通知の施行については、事務取扱要綱に規定はないが、事務取扱要綱第4編第5章4（1）イにおいて、全部開示をしない旨を決定した場合には配達証明を用いることと規定されており、文書の重要性を鑑みて、これを準用している。

ウ 文書を通知する際には、起案文書の伺に郵送の方法を記載し、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第2条第5号で定める決裁権者が決裁を行うこととしている。

#### (2) 配達証明郵便の必要性等

本件公文書開示請求書の補正の求めに係る起案文書を調査したところ、「なお、本通知は、行政処分の該当の前提となり得る行政指導に係るものであることから、本通知

の相手方への到達については郵便法に基づく証明を得ることが相当と考えますので、配達証明郵便により送付します。」と伺いに記載し、決裁権者（県民課長）により、令和6年9月9日付けで決裁されていた。

また、日本郵便株式会社発行の「郵便物等配達証明書」の原本が保管され、配達証明郵便が令和6年9月11日に、日本郵便株式会社（以下「郵便会社」という。）により開示請求者に配達されていたことが確認された。

### （3）郵便の料金

本件配達証明郵便は、料金後納郵便により行われた。

料金後納郵便については、毎月10日頃に前月分の請求を受け支払を行うものであり、本件配達証明郵便は令和6年9月に発送したものであるから、政策法務課において、10月11日に郵便会社からの請求を受け、同月25日に支払が行われた。

また、本件の文書発送に要した郵便の料金額（令和6年9月時点）は1通当たり、郵便会社の内国郵便約款の料金表（以下「料金表」という。）第1表の第2の1に定められた定形郵便物（第1の1（基本料金）の（2）のアに掲げるもの）の料金額84円、料金表第6表の第2に定められた書留料（一般書留（現金書留郵便物以外のもの）の損害要償額が100,000円までのもの）480円及び配達証明350円の合計914円である。

## 2 監査委員の判断

### （1）関係財務会計法規

本件請求において、請求人は、第1の3（2）において、法や地財法の「最少の経費」原則に反する、違法又は不当な財務会計上の行為に該当すると主張している。

法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、また、地財法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

以上のことから、請求人は本件財務会計行為がこれらの財務会計法規の各条項に反していると主張しているものと解される。

### （2）配達証明郵便による送達等

#### ア 開示決定等の処分性

条例第7条等の規定に基づく開示決定等（全部開示の決定、部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定、存否応答拒否の決定等）については、県民の権利義務等に直接かつ具体的に法律上の影響を及ぼす行為であるから、行政処分に当たると解されている。

よって、開示請求者は、開示決定等に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条等の規定により、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求を行うことができる。

また、開示請求者は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第1項等の

規定により、原則として、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

#### イ 配達証明郵便による送達

条例の手続きにおいて、配達証明郵便は、開示決定等の通知において審査請求や提訴が想定される場合に配達日を立証し、審査請求期間又は出訴期間の起算日を設定させるため、また、通知書の到達の有無を巡って紛争が生じる可能性がある場合にその到達を立証する証拠保全の観点から使用されている。

本件公文書開示請求書の補正に係る通知（令和6年9月9日付第202400149149号県民課長通知）は、開示決定等の通知書ではないものの、情報公開の手続きの一環である。当該通知には、補正の提出期限とともに、「補正が期限内に行われないときは、条例第6条第4項の規定により、本件請求に対しては公文書の開示をしない旨の決定を行う」旨が記載されており、行政処分の前提となり得る重要な行政指導である。

よって、通知が発送され相手方に確実に届いたことが確認でき、その事実を証明できる配達証明郵便を選択したことは不合理とは言えず、その判断は行政の裁量権の範囲であると考ええる。

また、補正通知の発出に当たり、起案文書に文書発送方法を配達証明郵便と明記し必要性の理由を付して決裁を受けており、事務手続き上の瑕疵も見当たらない。

### 第5 本件請求に対する結論

請求人は、県民課職員が請求人に対する通知文書を特定記録郵便など、より安価な方法によらず、配達証明郵便により郵送したことによる差額の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たる旨主張している。

本件請求について監査を行った結果、配達証明郵便の使用に妥当性を欠く点は見当たらず、事務手続きも適正であったことから、裁量権の逸脱・濫用というべきものはなく、違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められない。然るに、これにより県に損害が発生したとも認められない。

そもそも、鳥取県の重要な文書の発送は、書留、配達証明、特定記録などの特殊郵便により送付するものとされている。さらに、事案によって事情は様々であることから、それぞれの所属において、文書の内容、重要性及び相手方の状況を踏まえて判断し、配達の実確性や履歴の保存の必要性に応じて、適切な特殊郵便を使用することとされている。

また、福岡高等裁判所判決（平成15年8月20日）において、「地方公共団体の執行機関には、行政目的達成のための手段の選択について一定の合理的な裁量が認められているから、行政目的達成のために選択された手段に裁量権の逸脱又は濫用がない限り、他の手段を選択したとしたらより少ない支出で済んだとしても、選択された手段実施に伴う支出につき法第2条第14項及び地財法第4条第1項の違反は生じない」

とされている。

故に、行政事務の文書が多種多様であることを鑑み、「それぞれの所属において、文書の内容の重要性及び相手方の状況を踏まえて判断し、配達の実確性や履歴の保存の必要性に応じて、適切な特殊郵便を使用する」という方針は合理的かつ現実的であり、その運用に当たっては、正当な決裁手続きを経たものについては各所属に相当程度の裁量が許容され得るものとする。

以上から、本件措置請求事項については、棄却する。



令和6年9月11日

## 鳥取県職員措置請求書

請求者 倉吉市新田129-1

足羽 佑太

鳥取県監査委員 御中

足羽 佑太

### 第一 請求の趣旨

鳥取県に行政文書の開示請求をしたところ、その「補正命令」が、配達証明郵便で郵送されてきた。本来、地方自治法第2条第14項によれば、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされているところである。また、地方財政法第4条1項でも「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」と、明確な禁止規定がおかれている。

当該郵便物は、普通郵便ないし、仮に配達記録を付加するにしても、追跡のできる特殊取り扱いには、より安価な、特定記録郵便などの方法もあるところ、これは、自治法や地方財政法の「最小の経費」原則に反する、違法または不当な財務会計上の行為に該当すると思料する。

この支出を行った本人（県民課情報公開担当）は、「最小の経費」たる、普通郵便ないし特定記録郵便と、本件配達証明郵便との差額を県に返還する義務がある。

また、鳥取県は、職員に対してこの求償権を有しているところ、その行使を怠っている。

これは地方自治法第242条第1項の「不当な公金の支出」であり速やかに、当該職員に対し、利息を付した形で返還請求を行い、これが是正されるべきである。

### 第二 請求の原因

私は、8月6日付で、行政文書の開示請求を行った。それに対し、不備があり文書の特定ができないとして、9月9日付で、補正命令がやってきた。

今回使われた「配達証明」とは、郵便局サイトによれば、一般書留とした郵便物について、配達したという事実を証明するサービスである。料金は、一般書留の料金（480円）＋350円、すなわち、たとえば封書の料金が84円ならば、「914円」である。このような、無駄な支出をしたことを、悔い改めてほしい。

他方、郵便物の引き受けを記録し、追跡サービスもある特定記録郵便なら、郵便物料金を160円を加算するだけでよく、84円の郵便物（25gまで）ならば、244円で済む。

地方自治法第2条第14項によれば、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされているところである。また、地方財政法第4条1項でも「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」と、明確な禁止規定がおかれている。

当該郵便物は、普通郵便ないし、仮に配達記録を付加するにしても、追跡のできる特殊取り扱いには、より安価な、特定記録郵便などの方法もあるところ、これは、自治法や地方財政法の「最小の経費」原則に反する、違法または不当な財務会計上の行為に該当すると思料する。

この支出を行った本人（県民課情報公開担当）は、「最小の経費」たる、普通郵便ないし特定記録郵便と、本件配達証明郵便との差額を県に返還する義務がある。

また、鳥取県は、職員に対してこの求償権を有しているところ、その行使を怠っている。

これは地方自治法第242条第1項の「不当な公金の支出」であり速やかに、当該職員に対し、利息を付した形で返還請求を行い、これが是正されるべきである。

ところで、その補正命令には、私の字が汚く読めないからと、【判読不能】として、説明を求めるものも含まれていた。たしかに、私の字が汚いにしても、文脈で分かりそうなものを、このように些末なことで補正命令を繰り返すのは、県民の情報公開請求権を不当に侵害することになりかねない。

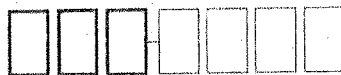
（補正命令を繰り返されると、その分、期間が伸びる）

補正命令権の行使にあたっては、公文書の特定のため、真に必要な場合にのみ行うべきものであることも、付言する。

地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。



鳥取中央局  
料金後納  
郵便



配達証明

682-0003

鳥取県倉吉市新田129-1

足羽 佑太 様

転送不要

配達証明

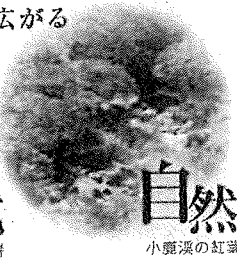
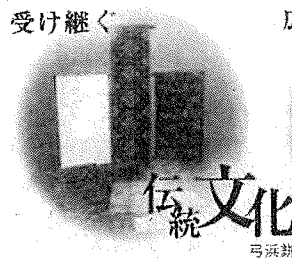
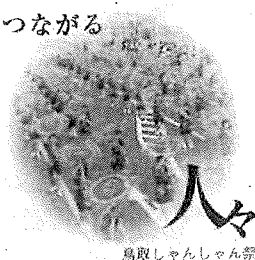
人・文化・自然が奏でるハーモニー 鳥取県

ホームページURL <https://www.pref.tottori.lg.jp/>

つながる

受け継ぐ

広がる



〒680-8570 鳥取市東町 1-220

部課所名 / 鳥取県地域社会振興部県民課

TEL (0857) 26-7753

FAX (0857) 26-8112

検	担当
小	丸

足羽 佑太 様

鳥取県地域社会振興部県民課長 中島 始子  
( 公 印 省 略 )

公文書開示請求書の補正の求めについて (通知)

令和6年8月6日付けで請求のあった公文書開示請求書(以下「請求書」といいます。)については、次のとおり不備であることから、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」といいます。)第6条第3項の規定により、書面で補正することを求めます。

なお、補正が正当な理由なく期限内に行われなときは、条例第6条第4項の規定により、本件請求に対しては公文書の開示をしない旨の決定を行うこととなります。

請求書において不備がある事項	請求する公文書の件名
補正を求め る 由	<p>1 『①7月6日、県の政策法務課は、県から発出された公文書の誤りを正す場合、日付や文書番号は変わらないのか教えてほしいという旨の質問を受け取った。』とあることについては、次のとおりです。</p> <p>(1) 7月6日の年月日はいつのものか 令和6年7月6日の趣旨で相違ないですか。あるいは別の年を指しますか。補足の説明を求めます。</p> <p>(2) 政策法務課は、当該質問を誰から受け取ったのか 政策法務課は当該質問を何者から受け取ったものとする趣旨ですか。補足の説明を求めます。 なお、個別具体的な事象を掲げるものであることからすると、仮に、請求者本人から受け取ったとする趣旨であるならば、本請求の趣旨は、請求者を本人とする保有個人情報開示請求(個人情報の保護に関する法律に基づく請求)に相当するものと解することとなります。</p> <p>(3) 政策法務課が「受け取った」とするが、その受領の方法は何か 当該質問の受領方法については、電子メール、ファクシミリ、郵送、文書の持参による直接到達、口頭によるもの等が考えられますが、いずれの方法によるものか不明ですので、探索の端緒として補足の説明を求めます。</p> <p>(4) 「県から発出された公文書の誤りを正す場合、日付や文書番号は変わらないのか教えてほしいという旨」 ア 「公文書の誤りを正す」とありますが、何らかの公文書に誤記、誤植等があった場合に更正をするという趣旨ですか。あるいは公文書に記録された内容に誤りがある場合に訂正、利用停止等をするという趣旨ですか。あるいはこれらとは異なる趣旨ですか。補足の説明を求めます。 イ 「日付や文書番号は変わらないのか」とありますが、どのような趣旨ですか。補足の説明を求めます。 ウ 「教えてほしい」とありますが、誰がどのようなことを教えてほしいとする趣旨ですか。補足の説明を求めます。</p> <p>2 『②また、最近鳥取県では個人情報の漏洩や文書作成のミスが多いが、所属におけるチェックの強化は必要ではない●との意見も受け取った。』とあることについては、次のとおりです。</p> <p>(1) ●に相当する箇所の一文字が判読不能です。当該箇所の文字について説明を求めます。 (2) 当該意見については、(1)の判読不能文字と相まって、誰が、いつ、何者から受け取ったとする趣旨が不明です。補足の説明を求めます。</p> <p>3 『なお、これは、7月6日の質問に対する返答が一切ないのでどうなっているか知るため請求する』とあることについては、次のとおりです。 次の(1)及び(2)に掲げるとおり、結局、本請求は請求者を本人とする個人情報の開示請求を行おうとされるものなのか、あるいは、本請求は請求者を本人とするものを除く公文書開示請求を行おうとされるものなのか、いずれを趣旨と</p>

	<p>れるのかについて摘示を求めます。</p> <p>(1) 当該記載は、請求の目的を明らかにするものと思われませんが、当該記載の文言を読む限り、この文言主語は請求者自身であり、請求者自身に関する情報を知るため本請求を行おうとするものと解されます。そうであるとする、結局、請求者自身を特定の個人と識別した情報が記録された文書の開示を求める趣旨がいったん表示されていますので、本請求の趣旨は請求者を本人とする個人情報開示を求めることにあるものと解されますが、相違ないですか。補足の説明を求めます。</p> <p>(2) 二重取消線が付されていますが、当該箇所の記載は取り消したとする趣旨で相違ないですか。そうであるとする、本請求の趣旨は、請求者を本人とするものは除く趣旨にあると解されますが、相違ないですか。補足の説明を求めます。</p>
補正書の提出期限	令和6年10月9日(水)必着
担当	<p>情報公開担当(電話番号 0857(26)7753 )</p> <p>【補正書の提出先】</p> <p>窓口 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁本庁舎1階 県民室</p> <p>郵送 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地</p> <p>鳥取県地域社会振興部県民課</p>
備考	<p>1 補正書の提出先は、上記「担当」欄のとおりです。 上記担当課以外の窓口では、そもそも補正書の受付業務を行っていませんので、注意してください。</p> <p>2 補正書の書式については、別紙を参考としてください。</p> <p>3 補正の参考となる情報の教示は次のとおりです。 補正を要する点及び観点については、「補正を求める理由」欄において、補足の説明を求めるとおりです。</p>

## 関係法令、条例及び規則等（抜粋）

### ○地方自治法

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

1～13（略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15～17（略）

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

4 第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生を防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第1項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があつた日から

60 日以内に行わなければならない。

- 7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 9 第 5 項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10・11 (略)

## ○地方財政法

(予算の執行等)

第 4 条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 (略)

## ○行政不服審査法

(処分についての審査請求)

第 2 条 行政庁の処分に不服がある者は、第 4 条及び第 5 条第 2 項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

(審査請求をすべき行政庁)

第 4 条 審査請求は、法律(条例に基づく処分については、条例)に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- (1) 処分庁等(処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。)をいう。以下同じ。)に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合当該処分庁等
- (2) 宮内庁長官又は内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合宮内庁長官又は当該庁の長

(3) 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合(前2号に掲げる場合を除く。)当該主任の大臣

(4) 前3号に掲げる場合以外の場合当該処分庁等の最上級行政庁

(審査請求期間)

第18条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2・3(略)

## ○行政事件訴訟法

(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)

第8条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2・3(略)

(出訴期間)

第14条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知った日から6か月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2・3(略)

## ○鳥取県情報公開条例

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1)～(3)(略)

2～3(略)

4 実施機関は、前項の補正が正当な理由なく行われなときは、開示請求者に対し、開示請求に係る公文書を開示しないことができる。

(開示請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書の全部を開示しない旨の

決定、第 12 条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2（略）

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、その内容を書面により通知しなければならない。この場合において、公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、当該開示決定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

4～6（略）

## ○鳥取県事務処理権限規則

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- （2）専決 常時知事に代わって知事の名において決裁することをいう。
- （3）専決権者 専決することができる者をいう。
- （4）委任決裁 知事の権限に属する事務の一部の委任を受けて、常時知事に代わって自己の名において決裁することをいう。
- （5）委任決裁権者 委任決裁することができる者をいう。
- （6）正当決裁権者 知事、専決権者又は委任決裁権者をいう。
- （7）～（23）（略）

## ○鳥取県情報公開事務取扱要綱

### 第 4 編 公文書の開示

#### 第 5 章 開示決定等の通知

（略）

#### 4 決定通知書の施行の実施

（1）2 及び 3 に係る決定通知書の施行は、次のとおり請求者に宛てて送付することにより、遅滞なく行わなければならない。

ア 全部開示をする旨を決定した場合

（ア）開示請求書に請求者の電子メールアドレスの記載がある場合

公印省略である限り電磁的記録の電子メールによる送信で差し支えない。ただし、納入通知書等の用紙の添付を伴う場合には、この限りでない。

(イ) 開示請求書に請求者の電子メールアドレスの記載がない場合  
特定記録郵便、簡易書留郵便又は一般書留郵便（本人限定受取郵便を含む。）を用  
いる。

イ 全部開示をしない旨を決定した場合

配達証明郵便を用いる。ただし、当該郵便物の配達結果を確認する目的を達成する  
ために配達証明を得るまでもないときは、特定記録郵便、簡易書留郵便又は一般書留  
郵便（本人限定受取郵便を含む。）を用いることを妨げない。

(2) 決定通知書の施行は、担当課が担い、通知書を発送する。

## ○重要な文書等の発送及び受領の取扱いについて

(平成 16 年 11 月 19 日付総務課長通知)

最近、文書の発送及び受領において、不適切な事例（県からの発送文書が期限までに相手  
方に届かなかった事例、県宛に送付された文書が受領できなかった事例等）がありました。

については、重要な文書、提出期限がある文書等は、下記のとおり、適切に取り扱ってくだ  
さい。

### 1 重要な文書等

(1) 県が発送する場合

書留、配達証明、内容証明、特定記録又は外国便のいずれかにより送付すること。こ  
のにより、発送及び配達履歴を残すことができる。

なお、本庁において、内容証明及び現金に係るものは、総務課では取り扱えないので、  
各課（室）において直接、郵便局で手続をしてください。

(2) (略)

2 (略)

## ○内国郵便約款

### 料金表

#### 第1表 第一種郵便物の料金

第1 適用

1 基本料金

(1) (略)

(2) 「定形郵便物」とは、郵便書簡以外の第一種郵便物で次に掲げるものをいいます。

ア 重量が 50 グラムを超えないものであること。

(以下 略)

第2 料金額

1 基本料金



料 金 の 区 別	料 金 額
定型郵便物	重量 25 グラムまでのもの 84 円
(以下 略)	(以下 略)

※「料金額」欄は、令和 6 年 10 月 1 日改正前の金額

第 6 表 特殊取扱の料金

第 1 適用

1 特殊取扱の料金は、第 2 (料金額) の表のとおりとします。

2 (略)

第 2 料金額

料 金 の 区 別		料 金 額
(略)		(略)
書 留 料	現金書留郵便物	(略)
	現金書留郵便物以外のもの	損害要償額が 100,000 円までのもの 480 円 (略)
配 達 証 明 料	郵便物を差し出す際にするもの	350 円
	(略)	(略)
(略)		(略)

## 住民監査請求制度の概要

### 1 住民監査請求制度について

#### (1) 制度の目的

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、長（知事等）、委員会や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求するものです。

この制度は、住民の請求により違法若しくは不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、地方公共団体の財務面における適正な運営を確保し、住民全体の利益を擁護することを目的とするものです。

#### (2) 制度の特徴

- ア 住民であれば1人でも請求できます。
- イ 請求できる内容は、財務会計上の行為に限定されています。
- ウ 請求のあった日から60日以内に結果が出されます。
- エ 監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟が提起できます。

#### (3) 請求の要件（根拠法令：地方自治法第242条）

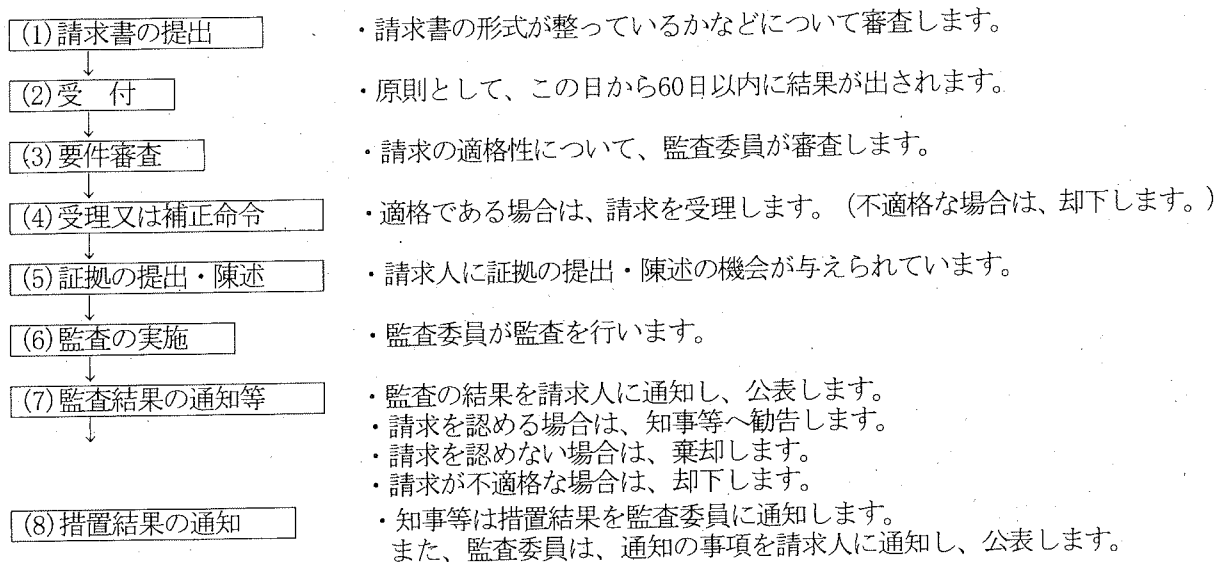
監査請求ができるのは、次のような財務会計上の行為です。

- ア 違法若しくは不当な (1)公金の支出 (2)財産の取得、管理、処分 (3)契約の締結、履行 (4)債務その他の義務の負担(予算に基づかない借入等)
- イ 違法若しくは不当に (1)公金の賦課、徴収を怠る事実 (2)財産の管理を怠る事実
- ウ 上記アの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

また、監査請求には、請求の対象となる行為を具体的に記載した「事実を証する書面」を添付することが必要です。

なお、正当な理由がある場合を除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求することができません。（上記の「イ」を除く。）

### 2 住民監査請求の流れ



(住民訴訟の提起) ——— 根拠法令：地方自治法第242条の2

請求人は、次に掲げる場合は訴訟を提起できる。

- (1) 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合  
(監査結果の通知があった日から30日以内)
- (2) 監査委員の勧告を受けた知事等の措置に不服がある場合  
(当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内)
- (3) 監査委員の勧告を受けた鳥取県議会、知事が措置を講じない場合  
(当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内)